

物品亡失（損傷）報告書

庁 名

物品供用官の官職氏名およびその命免年月日

物品使用職員の官職氏名	亡失(損傷)年月日	品名	数量	価 額		亡失(損傷)事由	亡失(損傷)発見後の処置状況	亡失(損傷)当時における物品使用職員の保管状況	物品供用官の監督状況	物品供用官または物品使用職員に対する弁償命令の有無およびその事由	損 害 補 てんの状況	備 考
				単価	金額							

右のとおりとりまとめて報告する。

年 月 日

官 職 氏 名 印

会計検査院長あて

参考

- 一 本属長官または部局長において1箇月分ごとにとりまとめて翌月末日までに提出すること。
- 二 価額は、亡失した物品の価額または物品の損傷による減価額とし、いずれも時価によるものとする。
- 三 損害補てんの状況は、弁償年月日、弁償金額および弁償者を明らかにすること。